

いしかわの森づくり財源検討部会（第1回）議事要旨

< 部会長の選任について >

委員の互選により、中島委員を部会長に選任する。

< いしかわの森づくり検討委員会「中間とりまとめ」について >

（平野委員）

林齢36～45年生は、間伐の補助対象外になっているが、その理由は何か。

（畑森林管理課担当課長）

補助事業が創設された当時は材価が高く、36年生以上の間伐材は売り払えば収入になったことから補助事業の対象外であった。

< 森づくりのための新たな財源制度について >

（佐々木委員）

分担金と負担金は法律上「受益の限度において」ということになっており、受益の限度が測れるものでないと課すことが出来ない。森林からの受益の程度を数値化することは非常に困難である。

（水野政策調整監）

今回は、幅広く財源一般について説明したが、今後、どういうふうな形で受益を設定していくかなどについて、ご検討いただきたいと考えている。

（佐々木委員）

法定外目的税は地方における財源確保の有効な手段であり、近年、全国的に導入されてきていることなど、比較的安易に導入されやすい特性を持っている。そのため、導入する場合はチェックを厳しくしなければならない。

（平野委員）

納税者の立場から考えると新たな目的税を導入する場合は、まずは普通税を節約すればどうかという意見がある。導入の目的や必要性などを納税者に十分理解してもらうことが前提となると思う。

（水野政策調整監）

先行している県では、すべて超過課税方式で実施しており、制度の趣旨としては目的を持っているが、税の種類としては普通税に分類。ただし、導入にあたっては、特定の目的のために税をお願いするという一方で、県民に説明していると聞いている。

(佐々木委員)

財源確保を考えた時に、どこか他の財源を削れないのかという意見が必ずあり、そのあたりを今後、検討する必要がある。

(水野政策調整監)

全国的な状況を踏まえて本県の財政状況について、今後、資料を提示していきたいと考えている。